

事務事業評価表(既存事業)

コード 3-1-3	事務事業名 軽自動車税賦課事務	所管部課 税務部市民税課
--------------	--------------------	-----------------

事務事業の概要	事務事業の目的 地方税法及び西東京市市税条例に基づき、軽自動車の所有者に対して軽自動車税を課税する。	総合計画上の位置づけ
	実施内容、実施方法 毎年4月1日に軽自動車を所有している者に対し、5月10日に納税通知書を送付し、軽自動車税を課税する。対象者に届かずに返戻された分に関しては、転居先調査等を行い、居所が判明した者には再度納税通知書を郵送する。居所が判明しない者については、公示送達を行う。	根拠法令等 地方税法 西東京市市税条例
	事業開始時期 合併前から	実施形態 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他()

評価指標の設定	活動指標名 納税通知書発送件数	活動指標の考え方(定義) 5月10日に発付した軽自動車税納税通知書の総件数
	成果指標名 郵送により届いた割合	成果指標の考え方(定義) 軽自動車税納税通知書の発付件数(5/10付)に対する郵送により届いた件数(公示送達を除く。)の割合で、転居先調査により居所が判明し、再度郵送した納通は届いた件数に含む。

		単位	14年度	15年度	16年度	17年度	
事務事業データ	事業費(A)		1,896	1,923	1,909	2,064	
	国庫支出金	千円					
	都支出金						
	地方債						
	その他		21	18	20	1	
	一般財源		1,875	1,905	1,889	2,063	
	所要人員(B)	人	1.50	1.50	1.50	1.50	
	人件費(C)=平均給与×(B)	千円	12,369	12,410	12,492	12,492	
	総コスト(D)=(A)+(C)	千円	14,265	14,333	14,401	14,556	
	単位当たりコスト (E)=(D)/(当初納税通知書発送件数)	千円	0.67	0.66	0.65		
	歳入	千円	57,861	59,802	62,056	64,359	
	活動指標	目標値	件			21,926	22,329
		実績値	件	21,317	21,769	22,143	
活動指標	目標値						
	実績値						
成果指標	目標値	%			100	100	
	実績値	%	98.3	98.4	98.5		
成果指標	目標値						
	実績値						

事業環境	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)	
	国・都・他市・民間等における類似事業	地方税法に基づく事務のため、全国の市町村で実施している。
	運営上の制約条件・外部要因等	

コード 3-1-3	事務事業名 軽自動車税賦課事務	所管部課 税務部市民税課
--------------	--------------------	-----------------

事業所管部評価	項目	評価結果	判断理由、説明等
	実績	<input type="checkbox"/> 極めて良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> 極めて不十分	概ね良好と考える。成果指標の実績値98.5%の理由は、転居届を提出しない者、住民登録外者や外国人の移転先(市内外)の把握が困難なためである。
	必要性	<input type="checkbox"/> 増大 <input checked="" type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 減少、一部なし <input type="checkbox"/> かなり減少	地方税法に基づく事務であるため、軽自動車の所有者が存する限り必要な事務である。
	効率性	<input type="checkbox"/> 大きく改善 <input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 抜本的な問題あり	納税通知書の発付業務は、OA化により概ね効率的に実施しているが、手作業の部分もあり、こうした面について、改善の余地がある。
	公平性	<input type="checkbox"/> より充実 <input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 抜本的な問題あり	地方税法に基づく課税事務であるため公平性について問題となる点はない。
	総合評価	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止	成果指標の向上を図るためには、居所不明者の転居先調査(住民票・戸籍照会、実地調査)を地道に行い翌年度へつなげて行くことである。

17年度における改善点	
-------------	--

行革本部評価	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止	
--------	--	--

評価の視点

- 実績：十分な成果をあげているか。必要以上のサービスにより、経費が過大となっていないか。など
- 必要性：国・都・民間での実施状況に鑑み、市が実施すべき事業といえるか。社会経済状況の変化を踏まえて実施しているか。廃止した場合に大きなデメリットは生じるか。など
- 効率性：限られた財源を有効に活用しているか。現在の実施方法が最も効率的な方法といえるか。など
- 公平性：サービス対象に問題はないか。利用者の利便性に配慮しているか。受益者負担の水準は妥当か。など
- 総合評価：各項目の評価及び類似団体等とのサービス水準の比較を踏まえた、今後の事業のあり方・方向性。
 - 拡充：ニーズの増大に対応して、事業を更に強化する必要があるもの。
 - 継続実施：現状水準で事業を継続していくもの。給付対象者の自然増減に伴いコストが増減する場合を含む。
 - 改善・見直し：現在の仕組みを前提としつつ、実施方法の見直しなどにより改善を図るべきもの。
 - 抜本的見直し：事業の委託化や一部廃止など、事業の仕組みを含めた根本的な見直しが必要なもの。
 - 廃止・休止：事業を休止又は廃止するもの。単年度事業など、終了が確定しているものを含む。